

# おうちの火災警報器は 大丈夫？

住宅用火災警報器は  
**10年**をめやすに、**とりかえ**  
ことをおすすめします。

New

Old



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることもあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは

フリーダイヤル **0120-565-911** (工業会 本部)

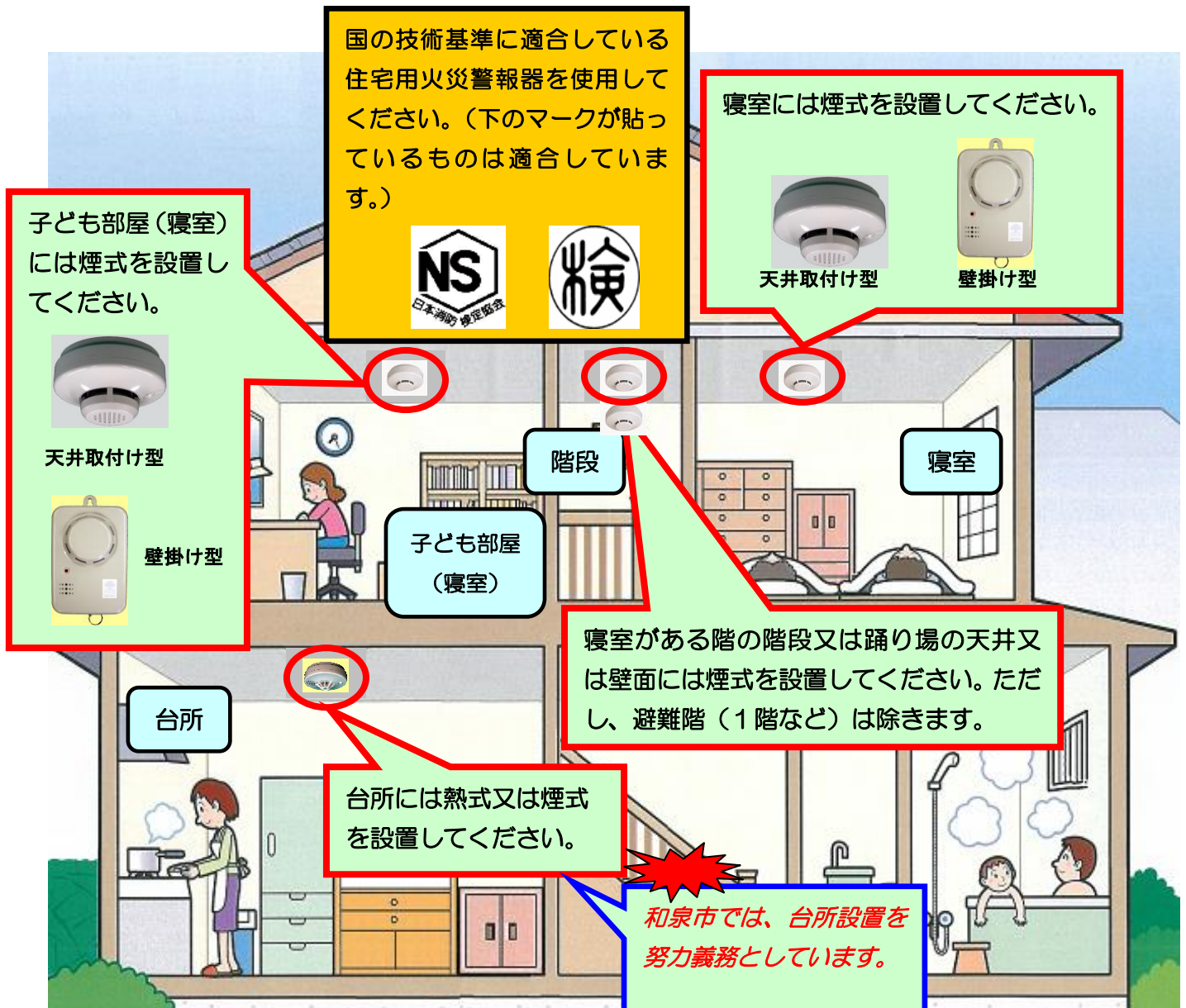
受付時間：月曜日から金曜日までの9時～17時(12時～13時を除く)

一般社団法人 日本火災報知機工業会 関西支部

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-2-22 麻綱ビル TEL 06-6245-0396 FAX 06-6245-6094

# 「住宅用火災警報器」を設置しましょう！

住宅用火災警報器は、火災発生時の熱や煙を感知し、ブザーなどで知らせてくれます。



※平成 26 年 4 月 1 日から、住宅用火災警報器に『合格の表示（型式適合検定に合格したものである旨の表示）』が表示されることになりました。

これまでに販売されていた住宅用火災警報器には下図左のような「NSマーク」が表示されているものが大部分でしたが、住宅用火災警報器が国家検定品になったため、今後は下図右のような「合格の表示」が表示されることとなります。

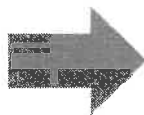
「NS マーク」の製品も検定品と同等の性能が確認されているため、経過措置として平成 31 年 3 月 31 日まで販売が認められています。



# 住宅用火災警報器の維持管理について

## ・ 定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※1）に作動確認をしましょう。



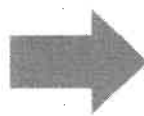
作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）  
警報器の本体又は電池を交換しましょう。



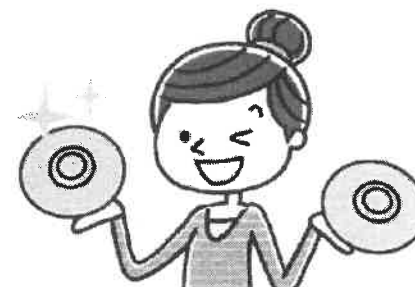
定期的な作動確認

## ・ 古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合



本体の故障か電池切れです。（※2）警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

- ※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。  
警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。  
なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

# 住宅用防災(火災)警報器等の 設置が必要です。

消防法（第9条の2）及び和泉市火災予防条例（第29条の2）の規定により、住宅等に住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）又は住宅用防災報知設備（住宅用自動火災報知設備）の設置が義務付けられています。

なお、設置する場所は次のとおりです。

- ① 就寝の用に供する居室（条例第29条の3第1項第1号）
- ② 寝室が存する階の階段（寝室が避難階の場合を除く。）（条例第29条の3第1項第2号）
- ③ 寝室が存する階から2階下の階の階段（①の1階下の階の階段に住宅用防災警報器等が設置されている場合を除く。）（条例第29条の3第1項第3号）
- ④ 寝室が存する階（避難階に限る。）から2以上うえにある階に居室がある場合のその最上階に直下階から通ずる階段の上端（条例第29条の3第1項第4号）
- ⑤ ①～④までに該当しない階で7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下が存しない場合は階段）（条例第29条の3第5号）

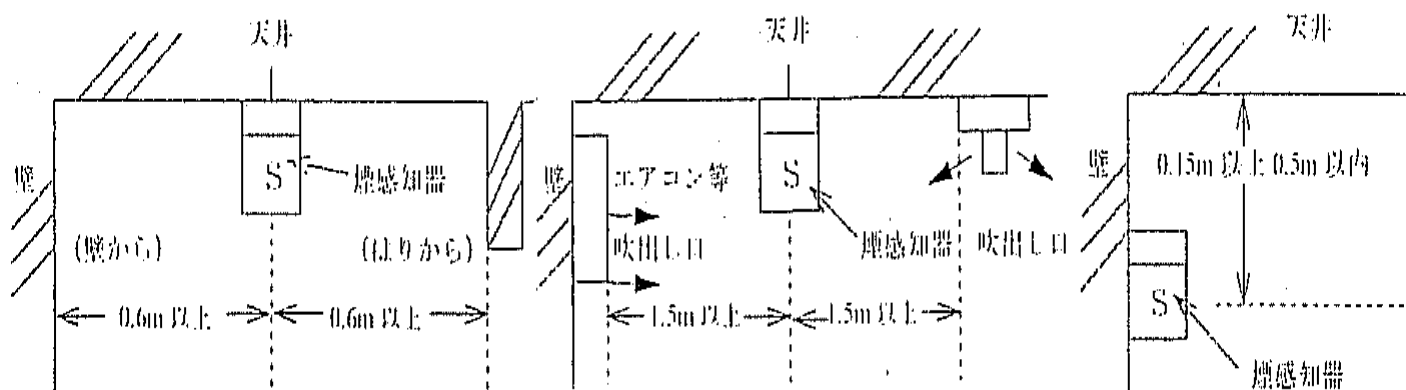
## 天井に設置する場合

※壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分（条例第29条の3第2項第1号）

※換気口等から1.5メートル以上離れた部分（条例第29条の3第3項）

## 壁に設置する場合

※天井から0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分（条例第29条の3第2項第2号）



※条例第29条の5により、住宅用防災(火災)警報器等の設置を適用除外とする場合は、事前に和泉市消防本部予防課に相談してください。

電話番号：0725-41-6326（直通）